

小倉りえこの質問及び、担当課からの答弁（まとめ）

質問項目：



【総務費】

1. 指定管理者制度
 - 選考委員の選定
 - 第三者評価

【民生費】

1. 聞こえの総合支援
 - 補聴器助成に関連する一連の検討状況

【衛生費】

1. 新型コロナウイルスワクチン
2. 接種率向上の取り組み
3. 喉頭がん検診

【土木費】

1. 港区まちづくり条例

* 決算特別委員会とは、前年度予算について審議するために設置された特別委員会のことで、決算案について担当課長に質問します。

【総務費】

Q: 指定管理事業者を適切に選ぶために選考委員会が存在する。その選考委員会で公平公正に候補の施設が選ばれることになるが、選ぶ立場にある選考委員の選定の基準、どのようなプロセスを経て、委員が候補となる時点から決定するのか。選考委員として適切か判断しにくい委員がいるのではないか。

A: 区役所改革担当課長

それぞれの施設の設置目的等に関して専門性を有する学識経験者等とし、専門分野や女性委員の比率など、全体のバランスにも配慮しながら選定している。選考委員会は、全委員の半数以上を外部委員とし、外部委員を3名以上、施設のグループ化を行う場合は4名以上を含めることとしている。委員の決定までの流れについては、所管部門が選考委員の候補者を選定した後、厳正、公平に指定管理者候補者を選定するために企画経営部で設置する港区指定管理者選定委員会において、全庁的な視点で審議し、了承を得た上で、委員を決定している。

Q: 指定管理者の第三者評価の実施をしているが、実施時期や指定期間内の実施回数、評価を港区はどのように受け止め取り扱っているか。

A: 区役所改革担当課長

指定管理者に対するモニタリング等の取組を専門的かつ客観的な視点で評価するため第三者評価を実施しており、原則として指定期間の中間年度に1回、第三者評価機関等による評価を実施している。評価結果については、評価機関からの意見に対して順次改善しており、指定管理者の改善状況等を、第三者評価改善状況報告書としてまとめ、平成30年度実施分から区ホームページで公表し、明らかにしている。今後も、第三者評価による優れた点、改善すべき点を指定管理者と共有し、適切に施設管理や事業運営に反映させていくことで、更なる区民サービスの向上に結び付けていく。

【民生費】

Q： 高齢者への補聴器助成の実施をお願いしてきている中で、国とも連携して、厚生労働省の研究事業にメンバーとして参加することになったのが昨年。昨年度、研究事業に参画してからどのようなことをされてきたのか、一連の検討内容と経過を伺う。

A： 高齢者支援課長

昨年度、参画した厚生労働省の研究事業では、加齢によっておこる高齢者の難聴を早期に発見し、適切な時期に支援を行い、聞こえの改善を図ることが、高齢者の社会参加や地域活動を進めるうえで重要であることがわかった。区では、まず、難聴を早期に発見することが重要であると捉え、その取組として、高齢者自身が難聴への気づきのきっかけとするためのチェックリストの活用や、難聴を放置することのリスクや早めに対応することの重要性等を丁寧に説明する講座などの実施を検討している。また、補聴器を必要とする高齢者が、永く安心して使用できるよう、購入前の段階から相談でき、また、購入後も十分なアフターケアが受けられる仕組みを検討している。

Q： 港区が目指すとする、必要な人が適正に使い続けられる支援の仕組みを伺う。

A： 高齢者支援課長

補聴器については、購入後に十分なアフターケアを受けずに使用をやめてしまったケースもあり、自分の耳に合わせていくためには、段階を踏み、時間をかけて調整を行っていくことが必要。このため、補聴器の必要性を診断し、その人に合った補聴器の選定や使い方を支援する補聴器相談医への相談や、補聴器の専門的知識や技能を有する認定補聴器技能者による、購入前の丁寧な調整と購入後の継続的なアフターケアが受けられる仕組みを検討している。現在、港区医師会や区内の補聴器相談医、認定補聴器技能者が在籍する販売店など様々な関係機関からご意見をいただきながら、適正に補聴器を使い続けていただくための港区ならではの聞こえの支援制度を、来年4月から実施できるよう検討している。

【衛生費】

Q： 昨年度、ワクチン接種の準備段階で、当時を振り返りどのような反省点があるか。

A： 新型コロナウイルスワクチン接種担当課長

手探りでスタートせざるを得なかった状況だったが、区民への接種は順調に進み、9月27日現在、71.6%の区民が1回目の接種を、69.5%の区民が2回目接種を終えた。5月に開始した65歳以上の高齢者の接種では、コールセンターの回線数が十分でなかったことから、予約開始から1週間ほどの間コールセンターが繋がりにくい状況があったが、これを教訓に、一般の受付では回線数を増強し混雑を緩和することができた。また、6月下旬にスマートフォンなどの機器に不慣れな高齢者等のために予約サポート窓口を開設しましたが、予約開始と同時に開設できればより混乱を軽減できたものと考えている。接種会場においては、接種時間より早く会場に到着する方が多かったため、受付近辺が密になる状況も見られたことから、急遽待機場所を設営するなどの対応を行った。

Q： 今定例会代表質問で、「医師会からもご指導いただきながらモデルナ製剤を早期に確保した」と答弁があった。どのようなアドバイスがあったか伺う。

A： 新型コロナウイルスワクチン接種担当課長

港区医師会と情報共有する中で、モデルナ社製ワクチンは、「温度管理の面や希釈を必要としないことなどから扱いやすいこと」、「今後ファイザー社製ワクチンの供給が先細りとなる可能性もあること」などの話を伺うことができた。区は、こうした情報を踏まえながら、ファイザー社製ワクチンの安定した確保とともにモデルナ社製ワクチンについても確保に向けて国との協議を早期に開始した。併せて、2種類のワクチンを取り扱うための新たな接種会場の確保等にも取り組み、7月5日の一般接種は、2種類のワクチンで開始することができた。

Q： 集団接種、職域接種の他、保健所でも独自にワクチン接種を実施したが、接種した対象と人数を伺う。

A： 健康推進課長

みなと保健所では、本年4月23日から8月27日まで約4か月間、週1回のペースで859人にワクチン接種を実施した。接種対象者は、保健所職員のほか、高齢者入所施設、訪問看護ステーションの従事者をはじめ、病院、妊産婦と接点の多い助産師会の助産師、救急搬送に従事する管内の消防署の救急隊員、児童相談所、子ども家庭支援センターの職員、オリンピック・パラリンピック推進担当や新型コロナウイルスワクチン接種担当等の

職員も幅広く対象とした。また、国の通知に基づき、接種機会の確保が難しい区内の日本語学校に通学する外国人生徒等も対象に接種を実施した。

Q： 積極的な呼びかけを目にすることも多くない中で高い接種率の目標を目指すことにしたようだが、区民の接種率 85%を目指す根拠を伺う。

A： 新型コロナウイルスワクチン接種担当課長

8月下旬時点の1回目接種済み区民の割合約65%に、同月に実施した区民インターネットモニターアンケートにおい85%という接種率の目標を設定した。

Q： 区民に接種を呼びかけるのと同じくらい、区が実施した職域等でも高い接種率を目指されたことと思うが、区に関連施設や職員に向けてどのような呼びかけや取り組みをされてきたのか伺う。また、区民接種率目標 85%と比較して、行政関係者はどのくらいを目指すべきか目標を伺う。

A： 新型コロナウイルスワクチン接種担当課長

港区職域接種の実施に当たって、対象となる施設にヒアリングしたところ、短期間で一斉に接種を受けるとなると、施設職員が同時に副反応で出勤ができなくなるため、できる限り期間を長くし、選択できる日を分散してほしいというご意見をいただいたことから、施設の安定的な運営を継続しながらより多くの職員が接種できるよう、1回目接種は15日間、2回目接種は17日間の接種日を設けた。また、職域接種の周知を徹底するため、各施設の施設長を通じて、職員や委託事業者などの対象者に対し、複数回接種の呼びかけを行っていただいた。区職員や区の施設で働く職員等について、接種率の目標は特に定めていない。庁舎や施設において、来庁者や施設利用者、職員等の安全安心を確保するためには、接種を希望する職員等の接種を確実に進めるとともに、接種に不安を感じている職員等の不安解消を図るなど、区民接種率の目標と同様に高い接種率となることが望ましいと考えている。

Q： 自治体間でワクチンを融通する動きが目立ってきたが、港区のような都心部では区民以外への接種、特に一般在勤者への接種機会の提供についてもっと積極的に検討されても良いと思われるが、検討されてきたか。

A： 新型コロナウイルスワクチン接種担当課長

在勤者への接種については、港区職域接種においては、利用する区民の感染を防ぐために、教員や保育士等の子育て関連施設の職員に加え、高齢者施設職員及び障害者施設職員等への接種を進めてきた。また、7月以降は区内約130の医療機関に協力いただき、かかりつけ医での接種を進める中で、区内の医療機関をかかりつけとする在勤者等への接種も推進してきた。さらに、区内に所在する大使館の職員やその家族、区内に拠点を置く船舶会社の船員への接種なども積極的に進めてきた。さらなる在勤者への接種機会の拡大については、現在ワクチンが、当該自治体の住民用に供給されている状況も踏まえ、今後の国や東京都の動きを注視しながら適切に判断していく。

Q： 前立腺がん以外に、国の指針に基づかない検診に喉頭がん検診がある。この喉頭がん検診は港区においてどのような経緯で開始されているか。

A： 健康推進課長

喉頭がん検診は、平成7年度より港区医師会が独自事業として実施していたが、平成18年度から、喉頭がんが発生する主な要因として、たばこの影響が指摘されていることから、禁煙支援の一環として、一日の喫煙本数と喫煙年数をかけた喫煙指数が高い喫煙者を対象に区の事業として開始した。

Q： 喉頭がん発見率はどのくらいか。

A： 健康推進課長

令和元年度は、4,400名の受診者の内、がんが発見されたのが1名。がん発見率は0.02%でした。平成30年度、平成29年度は、それぞれ4,456人、4,226人の受診がりましたが、がんは発見されなかったため、がん発見率は0%。

【土木費】

Q： 2006年に良好な商店街と住環境を維持していくために作成した「十番ルール」について、まちづくりビジョン同等のものではないと判断した理由を伺う。

A： 都市計画課長

「麻布十番商店街の十番ルール」は、麻布十番商店街の想いが詰められた大事な理念であり、現在の商店街の魅力につながっているものと認識している。まちづくり条例に基づく「まちづくりビジョン」は、商店街はもとより住民や法人など地域の全ての人々が共有するまちの将来像を示すもの。そのため、「麻布十番商店街の十番ルール」を「まちづくりビジョン」として登録するためには、改めて地域の皆さんの意向を確認する必要があり、まちづくり条例に基づき区域内の住民や法人の過半数の合意を得て登録することを求めた。

Q： 各まちづくり協議会が登録したまちづくりビジョンについて、区は積極的に事業者や住民に地域の想いを理解してもらえるよう、応援していただきたい。

A： 都市計画課長

「まちづくりビジョン」は、まちづくりの理念や将来像について、地域の区民の過半数の合意を得て登録された地域の尊い想いであると認識している。現在、区では、登録された「まちづくりビジョン」を区ホームページや広報みなどにより広く周知しております。今後は、これらに加えて、案内チラシを作成することや区ツイッターなどを積極的に活用することで、さらなる周知を図っていく。区は、これらの周知活動を継続的に行うことにより、地域の想いである「まちづくりビジョン」をしっかりと定着させ、地域の皆さんが進めるまちづくりを支援していく。

以上